

福島県砂防ボランティア協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、福島県砂防ボランティア協会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を土木部砂防課に置く。

(目的)

第3条 本会は、土砂災害から自分の身を守るとともに、培った知識と経験を生かし、県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に関わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 砂防ボランティアの登録。

(2) 会員の砂防ボランティア活動に関して、次の各号に掲げるもの。

イ 土砂災害に関する情報収集、提供を行う。

ロ 大規模な災害が発生した場合、二次災害防止のための情報収集等に協力する。

ハ 土砂災害に関する技術力の向上を図る。

ニ 土砂災害危険箇所の日常の点検。

ホ 土砂災害の防止を目的とする啓発活動。

(3) その他、本会の目的を達成するため必要な活動を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、土砂災害防止のため、真のボランティア精神に基づき、本会の趣旨に賛同した名誉会員、専門会員及び一般会員並びに賛助会員とする。

(1) 名誉会員は、長期にわたり本協会への貢献が高く、会長が推戴する個人とする。

(2) 専門会員は、本会員のうち土砂災害に関する専門的な知識を有する個人とする。

(3) 一般会員は、諸活動に参加する個人又は団体とする。

(4) 賛助会員は、諸活動を支援する法人又は団体とする。

(5) 砂防課の希望する職員を会員扱いとする。

(入会)

第6条 本会の事務局へ登録した者をもって本会の会員とする。

(退 会)

第7条 会員が退会するときは、会員の申し出により事務局の登録を抹消する。

(斜面判定士)

第8条 本会の会員のうち、所定の講習を修了した者、若しくは同等以上の技術力を有し会長が推薦する者は、砂防ボランティア全国連絡協議会長の認定を得て、斜面判定士として登録する。

2 会長が推薦する斜面判定士推薦内規は、別に定めるところによる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
理 事	8名
(総務担当)	3名
(企画・事業担当)	5名
会 計 監 事	2名
特 別 顧 問	若干名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、理事、会計監事は、総会で会員の中から互選し、特別顧問は会長が推戴する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表して会務を統括し、会議を招集してその議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

3 理事は、総務、企画事業をそれぞれ担当し、事業を推進させる。

(1) 理事の職務は、施行細則による。

4 会計監事は、本会の事業状況及び会計事務について監査し、その結果を役員会及び総会で報告する。

5 顧問及び特別顧問は、本協会のことに関して、意見及び助言を行うことができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第12条1 顧問は、会長が推戴する。

第4章 会議

(総 会)

第13条 本会の総会は、会長が招集し、年1回開催する。

(臨時総会)

第14条 会長が必要と認めた場合に、臨時総会を開催することができる。

第5章 会計

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金及びその他収入をあてる。

第16条 会費は、施行細則で定める年額を、毎年度総会開催時又は入会時に納入しなければならない。ただし、80歳以上の会員、名誉会員特別顧問及び事務局職員については適用しない。

第17条 会員が退会しても、既納の会費は返還しない。

第18条 本会の事業及び経費の収支は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第19条 特別顧問は、会長の命により、会計事務を専決することができる。

(附 則)

- 1 本規約は、平成9年 2月27日から施行する。
- 2 この規約は、平成10年7月10日（一部改正）からこれを施行する。
- 3 この規約は、平成15年7月25日（一部改正）からこれを施行する。
- 4 この規約は、平成17年7月19日（一部改正）からこれを施行する。
- 5 この規約は、平成19年8月 2日（一部改正）からこれを施行する。
- 6 この規約は、平成20年8月 1日（一部改正）からこれを施行する。
- 7 この規約は、平成21年7月15日（一部改正）からこれを施行する。
- 8 この規約は、平成25年7月31日（一部改正）からこれを施行する。
- 9 この規約は、令和4年9月30日（一部改正）からこれを施行する。

なお、規約は総会によって変更することができる。

福島県砂防ボランティア協会規約施行細則

第1条 規約第2条の事務局を次のように定める。

- 1 事務局は、福島県土木部砂防課職員並びに協会員よりそれぞれ若干名で構成する。
なお、事務局職員が福島県砂防ボランティア協会に入会するかは職員個人の判断とし、人事異動などにより3月31日の時点で、継続するか退会するかを選択することとする。継続する場合は、退会まで会員扱いとする。
- 2 事務局長は、福島県土木部砂防課主幹（兼）副課長とする。

第2条 規約第4条（2）ロの活動内容を次のとおり定める。

- 1 体制
会長は、他ボランティア等の派遣要請を受け、会員の派遣を必要とする場合には、別に定める「緊急時班体制」から班を選定する。
- 2 派遣
会長から派遣の要請を受けた班長は班員の体制を組織し、統括する。
- 3 活動と報告
派遣された班長は、他ボランティアの体制に入り活動するとともに、必要に応じ会長に活動内容を報告するものとする。
- 4 費用
班長は、派遣に要した費用の請求と活動の概要を取りまとめ会長に提出する。会長は、要した費用について協会からの負担額を決定して、班長に支払うものとする。
- 5 その他
この細則に定めのない事項については、会長の指示によるものとする。

第3条 規約第11条3項（1）の理事の職務を次のとおり定める。

- 1 理事（総務）は、次の職務を遂行する。
 - （1）総会及び役員会に関すること。
 - （2）予算及び決算に関すること。
 - （3）砂防ボランティア基金に関すること。
 - （4）砂防ボランティアの福利に関すること。
 - （5）広報、渉外に関すること。
 - （6）砂防ボランティアの登録に関すること。
 - （7）その他、総務に関すること。

2 理事（企画事業）は、次の職務を遂行する。

- (1) ボランティア活動計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 土砂災害に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 土砂災害防止のための啓蒙活動に関すること。
- (4) 危険箇所点検に関すること。
- (5) 斜面判定士の登録に関すること。
- (6) 砂防ボランティアの派遣に関すること。
- (7) その他、事業に関すること。

第4条 規約第16条の会費を次のとおり定める。

専門会員	年額	3,000円
一般会員	年額	1,500円
賛助会員	年額	10,000円

附 則

- 1 この細則は、平成10年7月10日からこれを施行する。
- 2 この細則は、平成15年7月25日（一部改正）からこれを施行する。
- 3 この細則は、平成17年7月19日（一部改正）からこれを施行する。
- 4 この細則は、平成20年8月1日（一部改正）からこれを施行する。
- 5 この細則は、令和4年9月30日（一部改正）からこれを施行する。

会長が推薦する斜面判定士推薦内規

- 1 会長推薦を希望する者は、斜面判定士会長推薦申込書（様式－２）により、会長に推薦を申請するものとする。
- 2 会長は推薦申請書を審査のうえ役員会に諮り、推薦を決定したときは、砂防ボランティア全国連絡協議会長に、斜面判定士として推薦する。
会長は斜面判定士として認定された者に通知し、斜面判定士として登録する。
- 3 会長が斜面判定士として推薦できる者は、所定の講習を修了し、以下のいずれかに該当する者とする。
 - （１）概ね５年以上砂防関係業務の経験を有し、危険箇所等について相当程度の技術判断が可能な者とする。
 - （２）国及び福島県土木部の技術職員として２０年以上（国及び福島県の土木部技術者と同等の経験年数を含む）勤務し、砂防事業、地すべり事業、急傾斜地崩壊対策事業等の砂防技術に精通した者とする。
 - （３）民間企業の技術職員として２０年以上勤務し、砂防事業、地すべり事業、急傾斜地崩壊対策事業等の砂防技術に精通した者とする。
 - （４）民間コンサルタントに１０年以上勤務し、砂防事業、地すべり事業、急傾斜地崩壊対策事業等の設計解析業務に従事し、砂防技術に精通した者とする。
 - （５）その他、上記と同等以上の経験者とする。